

第 3 2 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関①」という。）及び名古屋市長（以下「実施機関②」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

- (1) 平成30年 3月19日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、以下のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

文部科学省からの依頼の内容がわかる文書
（メールの文書名古屋市教育委員会内部の協議文書）
A氏の講演に関するもの

- (2) 同年 3月30日、実施機関①は、決裁（質問回答）、決裁（追加質問回答）、メール（回答）、メール（追加質問回答）（請求に係るもの）（以下これらを「本件行政文書①」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 4月17日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

- (1) 平成30年 6月29日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、以下のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

D V相談支援マニュアル（名古屋市作成のもの。過去のものを含む）

DV相談支援マニュアルに記載の「関係法律」

(2) 同年 8月10日、実施機関②は、DV（「配偶者からの暴力等」をいう。以下同じ。）相談支援マニュアル（名古屋市作成のもの。過去のものを含む）（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、その一部を公開するほか、DV相談支援マニュアルに記載の「関係法律」（以下「本件対象文書①」という。）を特定した上で非公開とする一部公開決定（以下「本件処分②」という）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 9月26日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、各実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を一部公開決定した理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

本件行政文書①に記載された本市及び文部科学省の担当職員の氏名及び役職名の一部（以下これらを「本件情報①」という。）については、公表することにより当該職員らが特定され、その生命・身体の保護に支障があるほか、本市及び文部科学省の行政運営に支障が生ずるおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 3号及び第 5号に該当する。

また、当該職員らの個人メールアドレス（以下「本件情報②」という。）については、当該職員らの業務の遂行に支障が生ずるおそれがあるため条例第 7条第 1項第 5号に該当する。

(2) 審査請求②について

ア 本件行政文書②には、DV被害者支援の関係各課及び支援に関する具体的な情報や関係機関である法人その他の団体に関する情報又は事業を営む情報等が記載されている。

本請求はDVの担当課に対する請求であることから、法人等に関する情報や事業を営む情報等を公にすることは、法人等に明らかな不利益を与えると認められる。

また、当該事務又は事業の情報を公にした場合、DV相談者の生命、身体の保護に支障を及ぼすとともに、安心できる相談の環境を損なうことになり、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。

以上のことから、条例第 7条第 1項第 2号、第 3号及び第 5号に該当

する。

イ 本件対象文書①は、存在しない。

2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件公開請求①の「A氏の講演」は、平成30年 2月16日に市立八王子中学校において公開授業として実施された「全校一斉総合」のことであり、この授業は、講師にA氏を招聘し、全校生徒のほか、保護者及び地域関係者のうち希望する者も参加して開催されたものである。本件行政文書①は、文部科学省からの電話やメールによる問い合わせに対して、実施機関①としての見解を回答したものである。

これらの内容は同年 3月16日に新聞各紙やテレビ局各社に報道され、その後も新聞等による報道が繰り返されたため、講演の是非等について全国各地の市民等から多くの意見が寄せられた。

イ 本件行政文書①の内容は、上記アのとおり、新聞各紙等で報道され、その後全国各地の市民等から多くの意見が寄せられた。その件数は平成30年 3月末時点でメール等による意見が約 250件、電話による問い合わせ等が約 300件にものぼっており、同年 6月時点に至るまで多くの意見が寄せられているような状況である。その意見や問い合わせには、実施機関①に対する批判的な意見も多数含まれており、中には実施機関①を訪問して強い口調で意見を述べる者や、電話で長時間にわたって繰り返し意見を述べる者もいたほか、インターネット上には閲覧者が真偽の判断ができないような実施機関①や文部科学省を誹謗中傷する内容の情報も散見されていたものである。

ウ このような状況の中、本件情報①を公開すると、当該職員個人が上記のような誹謗中傷の的となり、当該職員に対する脅迫、暴行等の犯罪を誘発するおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 3号に該当する。

エ また、上記イの状況で本件情報①及び②を公開すれば、本市及び文部科学省の当該職員個人に対して大量の電話による問い合わせやメールが送付されることとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすことが想定されるため、条例第 7条第 1項第 5号に該当する。

(2) 審査請求②について

ア 本件行政文書②には、DV被害者の支援を行う法人等に関する情報（以下「本件情報③」という。）が含まれている。本件情報③が公にされれば、DV加害者から法人等に対して危害が及び、法人等が適切に支援を行うことができなくなるなど、法人等の活動の自由が損なわれ、法人等に対して明らかに不利益を与えると認められる。

イ また、本件行政文書②には、具体的な支援の方法等の情報（以下「本件情報④」という。）が含まれている。本件情報④が公にされれば、DV加害者が支援を妨害することで、DV被害者の生命及び身体の保護に支障を及ぼすとともに、DV被害者が安心して相談できる環境を損ない、適正な業務の遂行に支障を及ぼすこととなる。

ウ したがって本件情報③は条例第7条第1項第2号に、本件情報④は条例第7条第1項第3号及び第5号に該当する。

エ 本件行政文書②に記載されている関係法律を集約した文書は作成していないため、本件対象文書①は存在しない。

第5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求①について

条例第7条第1項第3号、第5号に該当しない。

(2) 審査請求②について

条例第7条第1項第2号、第3号、第5号に該当しない。

第6 審査会の判断

1 争点

(1) 本件情報③が条例第7条第1項第2号に該当するか否か。

(2) 本件情報①、②及び④が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

(3) 本件情報①及び④が条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

(4) 本件対象文書①の有無。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書①及び②について

(1) 本件行政文書①及び本件公開請求①の前提である「A 氏の講演」については、実施機関①が上記第 4 2(1) アで述べたとおりであり、本件行政文書①には、文部科学省からの質問及びその回答のほか、本件情報①及び②が記載されている。

(2) 本件行政文書②は実施機関②が作成したDV相談支援をどのように行うかについて記載された過去の支援に関する情報を含むマニュアルであり、本件情報③及び④が記載されている。

4 本件情報③の条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないという趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書②は上記 3(2) のとおりであり、本件情報③が本号に該当することについての実施機関②の主張に不自然、不合理な点は認められず、審査請求人も具体的な主張をしていないほか、それを覆すに足りる特段の事情も認められない。

(3) したがって、本件情報③は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

5 本件情報①、②及び④の条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

(1) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものである。

(2) 本件行政文書①については上記 3(1) のとおりであり、本件公開請求①が請求された当時の状況は、上記第 4 2(1) イのとおりである。

また、本件行政文書②については上記 3(2) のとおりである。

(3) 上記のことを踏まえると、本件情報①、②及び④が本号に該当することについての各実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、審査請求人も具体的な主張をしていないほか、各実施機関の主張を覆すに足る特段の事情も認められない。

(4) したがって、本件情報①、②及び④は条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

6 本件情報①及び④の条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件公開請求①があった当時、上記第 4 2(1) イの状況にあったとしても、本件情報①につき犯罪を誘発するとする上記第 4 2(1) ウの主張には、疑問が残る。

(3) しかしながら、上記 5 で判断したように、本件情報①及び④は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められ、非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

7 本件対象文書①の有無について

(1) 本件対象文書①は、本件公開請求②における「DV相談支援マニュアルに記載の「関係法律」」という文言から判断すれば、本件行政文書②に記載された「関係法律」の具体的な条文と解するのが相当である。

(2) 法律の条文が記載された文書については、市民情報センターにおいて市民の閲覧に供されており、条例第17条第 3項に規定する条例の適用除外文書に該当する。このため、本件対象文書①が存在しないことを理由に非公開とした実施機関の主張は、妥当ではないが、本件対象文書①を非公開とした処分は、結論において妥当である。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
平成30年 5月 8日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
6月 6日	弁明書の受理
6月28日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成31年 3月25日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
4月25日	弁明書の受理
令和元年 6月12日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月21日 (第33回第 1小委員会)	調査審議

2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議
4月23日 (第36回第 1小委員会)	調査審議
5月28日 (第37回第 1小委員会)	調査審議
令和 4年 1月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦